

愛川町教育委員会

平成30年10月29日

愛川町教育委員会10月定例会会議録

- 1 会議日程 平成30年10月29日（月）
午後2時00分から午後2時59分まで
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告
 (2) 中学校給食の見通しについて
日程第3 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価
 結果報告書（平成29年度事業対象）について
日程第4 その他
 (1) 愛川町指定重要文化財「勝楽寺の山門」の修繕について
 (2) 台風24号による教育委員会所管施設の被害状況について
 (3) 「第64回愛川町一周駅伝競走大会兼町民みなスポーツの町宣言
 制定30周年記念事業」について
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
 委員委員（教育長職務代理者） 榮 利 隆 一
 教育委員 平 田 明 美
 教育委員 梅 澤 秋 久
 教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 山 田 正 文
 教育総務課長 亀 井 敏 男
 指導室長兼教育開発センター所長 藤 本 謹 吾
 生涯学習課長 折 田 功

スポーツ・文化振興課長

松川 清一

郷土資料館長

山口 研一

教育総務課主幹

馬場 貴宏

◎開会

- （佐藤教育長） ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会10月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

9月定例会分でございまして、会議録につきまして既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認についての採択をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回の会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

それでは、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

平成30年9月19日から10月28日までの間に出席いたしました主な会議について、次のとおり報告をさせていただきます。

9月19日、両向区のファミリアミーティング。

20日、教育民生常任委員会、平成29年度の決算について承認いただくことができました。

同じく夜、六倉区のファミリアミーティング。

21日、神奈川県教育委員会教育長訪問。中学校給食の件で、愛川町の取り組んでいることについてご理解、ご支援をしていただきたいという旨で訪問をさせていただきました。

夜に、細野区のファミリアミーティングがありました。

26日、小中校長会議。

27日、町議会の定例会最終日。

28日、退職辞令伝達式。新採用から2年6カ月経過した先生ですけれども、退職されました。

29日、第二小学校の運動会。この日は雨で、途中で中止になりましたけれども、残った分については、翌週の火曜日に実施されました。

夜は、岡本真夜アコースティックライブ。ほぼ満席の状態で、大変盛況でありました。

30日、第19回ラビンプラザまつり。

手まりパーティーの開催は、台風の関係で来賓等については参加しないということになりましたので、欠席しております。

10月1日、教育委員会辞令交付式。榮利委員さんの辞令交付、副町長の辞令交付式がありました。行政経営会議もありました。

3日、県央教育事務所管内の教育長会議・懇親会。大和市で開催されました。

5日、県町村教育長会の幹事会。そして、総会、秋の研究会が大井町役場でありました。今までは県町村会の会長が大井町教育長でしたが、ここで、真鶴町の教育長さんに代わりました。

7日、三増合戦まつり。とても天候が良く、多くの方に来ていただき、盛況に終わりました。

9日、町表彰審査委員会。

菅原小学校訪問。台風の関係で、被害を受けたフェンスと屋根等を見てきました。

10日、愛川中原中学校学校訪問。学校の状況を把握に行ってきました。

市町村教育委員連合会の研修会。教育委員の皆さんにもご参加をしていただきましたけれども、厚木市保健福祉センターでコミュニティ・スクールについての講演会がありました。

11日、社会教育協会愛甲支部の懇親会。社会教育主事の方々の集まりで、OBの方もいらしておりました。

12日、小学校連合運動会。去年は雨で中止でしたが、今年は天候にも恵まれ、大変素晴らしい連合運動会になったと思います。

14日、町民みなふれあい体育大会。

15日、政策調整会議・行政経営会議、行政改革推進本部会議。

夜は、町総合教育会議。教育委員の皆様、大変お疲れ様でした。学校施設等について、今後も含めてお話し合いができてましてありがとうございました。

16日、小学校長会の予算要望書提出。

17日、あすなろ教室。前期が終わるものですから、訪問して様子を聞いてまいりました。

18日、予算編成会議。愛川レッドカーペット審査会。これはフォト部門と映像部門の2つに分かれておまして、最終審査が11月中旬にあります。予備審査という形になりますが、審査会に参加してまいりました。

P T A連絡協議会の予算要望書提出。

20日、中学校の文化発表会。3中学校を回ってまいりました。

文化会館にて、ふるさとまつり文化展が開催されまして、見てまいりました。J Aまつりも外で行われていましたので、展示等を見てから見学をいたしました。

21日、ふるさとまつり。

午後、愛川町の級別剣道大会の開会式。

22日、愛川町春秋会。退職した校長先生方の集まりで、意見交換をさせていただくことができました。

24日、春日台区ファミリアミーティング。文化財保護委員会議。

26日、全国大会出場奨励金交付式。愛川町ペタンク協会で全国に出られた高木さん、小林さん、全日本シニアバドミントン選手権大会に出場された近藤さん、梅澤さん、林さん、全日本中学女子軟式野球大会に出場された愛川中学校3年生の四戸岸さん。全国大会でベスト8。皆様方に奨励金を交付させていただきました。

27日、子ども議会。20人の子ども達が質疑をしました。

午後、福祉大会。夜は、宮ヶ瀬ダムナイト放流。ナイト放流については、1,000人ぐらい

の方が来られまして、非常に盛大に開催されました。花火も昨年度よりもたくさん上がりました。

28日、六倉区民展。

以上です。

質疑、ご意見等があればお願いいたします。

大貫委員。

○（大貫委員） 子ども議会について、見させてもらって、よい意見が出て本当に感心しました。気になったことが、参加している中学生については制服だから問題ないけれども、男子の服装は、平服でと言っているから構わないけれども、衿付きの服で来てもらった方がよいかと思います。せっかく議場に入るので、服装についても学校の先生等がアドバイスしてあげるとよりよかったのかなと思います。

もう一つは福祉大会。ずっと続けて出させてもらって、考え直した方がよいのかなということがあったのですが、町長さんが表彰者に対して表彰状を渡すんですね。一番最初に、知的障がいがある子どもの、表彰状の文面の読み上げを聞いていたら、障がいと闘いながらという文面がその中にありましたが、今の世の中、障がいと闘うというその文言自体が、既にもう障がいに対する差別だと思うんです。この文面をぜひ次回からは考えて、教育委員会の担当ではないけれども、これは考えなくてはいけないなと思います。町長が読んでしまうでしょう。これだけ世の中、平等や人権と言っているのに、これはまずいなと思いました。

それから、これは町に言ってもしようがないけれども、同時に配られていた「ともに生きる」のパンフレットですけれども、題字を書いたのが、ダウン症の女流書家、金澤さんと書いてある。これは、県も認識が足りないよね。ダウン症、女流も要らない、書家だけで、女流書家でもいいけれども、行政が世の中に出すものの文言や表記をもう一度考え直さなければいけないなと感じました。

この内容とは外れた意見で申し訳ないですが、教育委員会から担当課に言ってもらって、課同士の連携を強めてもらいたいなと思いました。

以上です。

○（佐藤教育長） 今の意見に対してどうですか。他課に情報提供はできますか。

○（亀井教育総務課長） はい。お話はさせていただきたいと思います。

○（佐藤教育長） お願いいたします。

他にございますか。

よろしいでしょうか。

平田委員、何かありますか。

○（平田委員） いいですか。

今のお話はダウン症の翔子さんの件だと思いますが、多分、本家本元がダウン症で表記しているのではないかなと思います。ダウン症でも書家としてやっているという内容を打ち出しているのではないかな。テレビでもダウン症の書家が書く等は出ていたんですよ。

○（大貫委員） それは自分が、例えば、名刺で名乗るときに、そのように書いてあるからと言うんだけど、それを逆に、発信する公の立場として、一回フィルターをかけないといけないのかなと思ったんです。でも、県のことについて町で言ってもしょうがないけれども、そういう認識がこれからは必要だという意見です。

○（佐藤教育長） 多分、話を聞いた担当課は、県に対してこんな意見もありましたという情報提供ぐらいしかできないと思いますけれども、貴重なご意見ですから、伝えたいと思います。

他にございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、教育長報告についてはご了承願います。

次に、中学校給食の見通しについてを担当から報告をいたします。

教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） それでは、本日配付いたしました別紙A3横の小中学校位置図、親子給食組み合わせ図及びA4縦の建築基準法抜粋、こちらをご覧いただきたいと思います。

ただいま配付をいたします。

本年の5月の全員協議会にてご説明をいたしました、中学校における温かい給食提供につきましては、施設の有効活用や児童・生徒数の減少傾向、初期投資が抑制できるなどを勘案いたしまして、A3資料に示したように、小学校でつくった給食を中学校へ運ぶ親子式を実現するため、これまで県と協議を行ってきたものであります。

A3資料に明記のとおり、中学校3校と小学校の組み合わせのうち、愛川東中学校に提供する中津第二小学校の用途地域は、第1種低層住居専用地域と申しまして、A4縦の資料にありますとおり、建築基準法第48条の規定により、住宅や学校など建築できる建物が最も厳しく規制されているものであります。

48条を朗読しますが、第1種低層住居専用地域内においては、別表第2（い）に掲げる建

築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではないと明記してございます。

中津第二小学校で調理した給食を東中学校へ運ぶと、中津第二小学校の給食室が工場とみなされてしまい、この用途地域には建てられない建築物となることから、同法のただし書きにあるように、良好な住居の環境を害するおそれがないこと、公益上やむを得ないと特定行政庁である神奈川県が認めなければ、中津第二小学校から東中学校へ給食を提供できないこととなるものであります。

こうしたことから、昨年度より県と協議を重ねてまいりましたが、この度、建築基準法第48条のただし書きに適用できるよう、県が町の協議に応じていただけることとなったものであります。現状としては、交渉の扉が開かれた状況であり、神奈川県でも初めての事例となることから、建築審査会において、住環境を害さないこと、また公益上やむを得ないことを認めてもらう方策については不透明であり、この2点以外にもクリアしなければならない課題が発生する可能性も否定できないところであります。

しかしながら、成長期にある子ども達の食育を推進すべく、町といたしましては、少しでも早い時期の実施が叶うよう、今後、必要書類の整備等に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） それでは、これよりご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

少し扉が開かれたというところで、少し前に進めるかなというところでございますけれども、課題はまだまだたくさんありますので、今後、さらに検討しながら詰めていく形になると思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、中学校給食の見直しについてはご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第3

- （佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第10号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果報告書（平成29年度事業対象）についてを議題といたします。

この点検・評価結果報告書については、前回の定例会において、教育委員会の考え方を取りまとめたものをご覧いただいております。本日、最終決定をしていきたいと考えております。

詳細については、担当より説明を申し上げます。

教育総務課長。

- （亀井教育総務課長） それでは、平成30年度愛川町教育委員会点検・評価報告であります。教育長がおっしゃったように、前回の定例教育委員会におきまして委員の皆様からいただいたご意見に基づき、教育委員会事務局で再度内容を見直し、教育委員会の考え方として取りまとめましたので、ご確認をいただきたいと思っております。

なお、新旧対照表をお配りしておりますので、本日は、前回会議でいただいたご意見をもとに、修正を加えた部分についてのみご説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、インクルーシブサポーター派遣事業であります。教育委員会の考え方の表記の中に、インクルーシブサポーターの説明的な文言がございましたので、表現を改めました。

次に、公民館運営事業であります。前回お示しした文言に、学習機会の動機づけや意欲を高めるとの表現が重複しているのではないかとのご指摘がございましたので、生涯学習における機会の拡充や動機づけのためと改めさせていただきました。

次に、青少年健全育成事業であります。前回は、立科町を姉妹都市と表記しておりましたが、正確には友好都市でございましたので、これを修正いたしました。

次に、学校開放事業であります。一部利用団体の中には不適切な施設利用が見受けられる状況を鑑み、利用ルールの徹底を図りという表現を加えたものであります。

教育長がおっしゃったように、本日皆様の了承をいただければ、12月の議会へ報告した後、公表したいと存じます。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

順番にやっていきましょう。

インクルーシブサポーター派遣事業、これはどうでしょうか。これはこれでよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） では、インクルーシブサポーターの派遣事業は、修正案をお願いします。
次に、公民館運営事業ですが、こちらはいかがでしょうか。
特に、1文入っているだけです。問題ないですね。よろしいでしょうか。
大貫委員、何かありますか。

○（大貫委員） いや、いいでしょう。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） では、公民館運営事業はこれでよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 青少年健全育成事業、これはいかがでしょうか。

○（大貫委員） 友好と姉妹都市だけのお話だから。

○（佐藤教育長） これは特に問題ないですよ。

では、これもよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 最後の学校開放推進事業、こちらはいかがでしょうか。

○（大貫委員） これは、私が主張したところなので少し入れてもらって。

○（佐藤教育長） 利用ルールというところですね。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特にこれ以外に質疑等がないようですので、表決に入ります。

議案第10号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果報告書
（平成29年度事業対象）について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果
報告書（平成29年度事業対象）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 次に、日程第4、その他を議題といたします。

初めに、愛川町指定重要文化財「勝楽寺の山門」の修繕についてを説明願います。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 日程第4、（1）愛川町指定重要文化財「勝楽寺の山門」の修繕についてご説明申し上げます。

皆様ご存じのとおり、9月30日未明に関東地方を通過いたしました台風24号の影響につきましては、町内にも多数の爪跡を残していったところでございますけれども、残念ながら本町の指定重要文化財「勝楽寺の山門」につきましても、被害が発生いたしました。

この被害についての発生状況、そして所定の手続につきましてのご案内と、資料2のき損届が発生いたしましたので、詳細につきまして、文化財に精通しております郷土資料館館長よりご説明をさせていただきます。

- （佐藤教育長） 資料館長。
- （山口郷土資料館館長） 資料館長です。

資料2と写真帳に基づき、ご説明申し上げます。

愛川町重要文化財き損届として、勝楽寺さんからご報告ありました。一から三までは省略いたしますが、四番、き損の年月日は、台風によるものでございます。9月30日の深夜から10月1日の未明頃にかけて、台風24号の強風によりまして、五番のところに移りますが、山門2階回廊部分の板戸が破損し、1枚は落下して粉碎されました。

これは、写真帳の上段のところ、2階回廊部分の左側、穴が開いている部分でございます。下の方の写真は、これを内側から撮った写真でございます。そのまま放置しておきますと、さらに強風や大雨にさらされた場合、中に保管されている仏像などにも雨が当たる状況でございます。

1枚めくっていただき、裏側の方の板戸も1枚破損しておりますが、裏側は、下側の写真にありますように、蝶番が外れて、金具を修繕すれば再度取りつけが可能である状態でございます。

再度、き損届に戻ります。六番目、今後の措置に対する希望としまして、今後、風雨にさらされると、山門内部に被害拡大の恐れもあるため、寺側の経費負担で早急に修復を実施したいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたしますという届け出がございました。

本来でしたら、愛川町文化財保護条例第10条にございますように、現状変更の制限としまして、文化財の現況変更の届け出をいただき、申請をもらい、文化財保護委員会議、そして

この定例教育委員会議にかけて許可するという形が通常でございますが、今回は、このまま風雨にさらされると内部にも被害拡大の恐れがあるということで、教育委員会事務局としてその修復措置を了承したところでございます。

なお、この件に関しましては、先週の24日に開催されました文化財保護委員会議でもご報告し、保護委員の皆様からのご了承はいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、今回の議題の案件とは違ってしまいましたが、裏側にもう一件、き損届が出ておりますので、報告させていただきます。

同じく、き損届が、中津神社から届け出がなされております。これは写真帳の3ページのところでございます。

町指定天然記念物、田代八幡神社のタブノキでございますが、枝が落下いたしました。これは、本来でありましたら、今年の7月31日に町費用で生徒の安全確保のためにも早急に枝おろしをしたいということで、この定例教育委員会席上でお願いし、ご了承を得ていたところでございますが、内部で相談の結果、中津神社さん側の理解を得て、半額の支出をしてもらった上で町が補助するのが常道だろうということになり、枝伐採措置については、町側の単独の費用で施行することは無理だった次第でございます。

中学校側とも相談いたしまして、当面の処置として、写真に写っております、バリケードとトラロープで下を囲って、安全措置を施しておくということでまとまりました。中学校側から、父兄等が来た時に駐車場としても使っている事例があることから、この範囲は適宜広げたり狭めたりできるように、ロープなどで範囲を自由に学校側で変えられるようにして欲しいという要望がありましたので、写真に写っておりますように、バリケードとトラロープでつなぐ形で設置していたものでございます。

なお、費用負担に関する町の方針を中津神社さんに伝えましたところ、神社側でも当然自分の所有物であるので、責任は感じているが、中津神社の歳費をここに30年度で使うことに関しましては、30年度の予算は全てもう使い道が決まってしまうもので、来年度、31年5月にある氏子総代会議でこれを諮って、了承を得た上で神社側でも枝伐採に踏み切ることにはいたしたいという回答をもらいまして、町側でもその方向で現在進めているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○（佐藤教育長） それでは、ご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

今の案件については、話がありましたけれども、氏子の方で来年の総会で申し入れれば対応ができるというようなお話もありましたので、それまでは待ちましょうということで、子ども達に被害が及ばないように、ここにあるような形でロープを張って、普段は入らないような形で対応しておりましたので、台風とか強風とかそういうときには、注意をしないといけないということだと思いますけれども、今回、こういう形で折れましたので、これは速やかに対応したということで、今はきれいになっています。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) 大貫委員。
- (大貫委員) 意見ですけれども、校舎の壁なんか見ても分かるように、もう風通しが悪くて、次から次に枝が枯れて、折れちゃうというので、相当丸坊主にでもしない限り、また本当に来年度、枝が折れるということは当然想定されるよね。
- (佐藤教育長) どこまで来年度切れるか分かりませんが、また話し合いを持つのでしょうか。切る量については。どうですか、
資料館長。
- (山口郷土資料館館長) 現在、氏子さん、それから中学校側、町、植木の剪定業者に見てもらったのですが、枯れ枝等を伐採するだけではなくて、校舎に近いところの枝はある程度切り詰めるということで、今のところ計画中でございます。
- (佐藤教育長) 大貫委員、よろしいですか。
- (大貫委員) ぜひお願いします。
- (佐藤教育長) 他にございますか。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) よろしいでしょうか。
それでは、愛川町指定重要文化財「勝楽寺の山門」の修繕については、ご了承願います。
次に、台風24号による教育委員会所管施設の被害状況についての説明をお願いいたします。
教育次長。
- (山田教育次長) それでは、台風24号被害状況について説明させていただきます。
資料3をご覧くださいと思います。
お話ございましたように、9月30日夜から10月1日の未明にかけての台風24号によりまして、町内各所で被害が出ております。この台風、本町におきましても、瞬間最大風速が40.2メートルという強風が吹いたということでもあります。

本日は、被害を受けた中でも主な被害の状況について、関係課ごとに説明をさせていただきます。

まず、教育総務課ですけれども、1番目に菅原小学校ですね。グラウンドフェンスの損壊ということで、強風にあおられまして鉄柱が曲がり傾きが発生したものであります。こちらにつきましては、既存の鉄柱、金網のフェンス69メートルを撤去いたしまして、コンクリート柱を8本立て、ネットを張るという形の改修を行うこととしております。ちなみに、11月1日、今週、工事に着手できるという予定となっております。

次に、愛川東中学校ですが、屋上防水シート損壊。強風により防水シートを押さえる笠木が飛ばされ、シートが剥離してしまったというものです。面積としましては671平方メートル。シート防水という形でこれまでやってまいりましたけれども、改修方法といたしましては、このシートを全部はがしまして、ウレタン塗膜防水を施していくということになりました。こちらにつきましても、本日から工事着手ということになっております。

3点目が中津第二小学校の桜の倒木であります。グラウンドの東側にありました桜の木が強風により根元から倒れたものであります。また、この倒木によりまして、バスケットボールのゴールの支柱が曲がってしまうという事態になっております。こちらにつきましては、町職員、道路課、公共施設管理班の職員によりまして、倒れた桜の処分、それからバスケットボール、曲がりにつきましては、とりあえずのところ、直しは終了しております。

次に、生涯学習課でありますけれども、まず、半原公民館では、公民館東側通用口付近の外壁のフェンスが破損いたしました。こちらについては、10月7日に修繕を行っております。

また、雨どいを固定する内側のフッ素鋼板が一部剥がれたということでもありますけれども、こちらにつきましては、地上面から上を見上げた段階では分からなかったんですが、ご近所の方が、3階建ての家の方からお話がありまして、屋根に上って確認したところ、破損が発見されたということで、現在、修繕に向けた調整を行っているところであります。

3つ目が、角田児童館の、こちらは強風による屋根棟の剥がれということでもあります。こちらにつきましては、修繕対応は基本的には町で行いますけれども、建物の災害保険あるいは指定管理者であります地元行政区と調整を行いながら、修繕を行う予定となっております。

それから、裏面の4点目の三増児童館になりますが、こちらも隣の諏訪神社の木が倒れまして、三増児童館のほうに倒れかかったということでもあります。倒木につきましては、10月20日に諏訪神社の氏子の方々によりまして撤去がされております。児童館に関しましては、大きな被害等はございませんでした。

5つ目が、桜台団地公民館でありますけれども、こちらも強風による屋根の棟の剥がれ、それからテレビアンテナの倒壊、換気扇カバーが割れると、こういったような被害がございました。こちらにつきましても、行政区と施設整備費の補助要綱等に基づきまして、費用分担で町8割、区2割というような形で対応してまいります。

6点目、三増青少年広場であります。これはハイテク団地入り口のところにある広場です。以前、この広場の北側のネットフェンスが倒壊したものであります。延長51メートル、高さ3メートルの防球ネットでございますが、菅原小と同じような形の鉄製のものでしたけれども、これが倒れたということで、こちらにつきましても、コンクリート柱を立て、防球ネットを張るといった形での工事をこの後、行うこととなっております。既に業者等も決定しております。

7番目が下谷青少年広場、これは下谷児童館の隣になりますけれども、この広場に設置しておりました簡易トイレが倒壊、破損したものであります。行政区との協議によりまして、このトイレにつきましても、撤去処分を行う予定となっております。

8番目が箕輪青少年広場、こちらは下箕輪の河川敷になります。グラウンドのバックネットとして使われていたところでもありますけれども、支柱4本のうち2本が根本から折れて倒れかかっているという状況です。こちらにつきましても、行政区の区長と相談いたしまして、撤去の方向で、今、協議をしているというところでもあります。

それから、スポーツ・文化振興課になります。

まず1つ目は、三増諏訪神社、先ほどもありました児童館の隣ですが、こちらに三増の獅子舞の説明板が設置してありましたけれども、こちらが破損したというものであります。パネル自体は合板でしたが、それを囲っているものが木製でありましたので、これはアルミ製のポールのものに交換して建植をするという予定となっております。

2番目が角田諏訪神社、こちらは小沢の高田橋の際に立っているものです。こちら、ふるさとの木の木柱ですね、ふるさとの木であるということを示している木柱が倒れたものであります。こちらにつきましても、倒れたものは改修いたしまして、新たに設置をするということで、今、進めているところであります。

それから、3番目が第1号公園、テニスコート観客席屋根ということで、ポリカーボネート製の屋根が8枚破損して、はがれてしまったということであります。こちらにつきましても、今、予備費を使いまして修繕をする予定となっております。

4番目が同じく1号公園のプール横フェンスということで、プールの横、物流倉庫側にな

ります。そちらに設置しておりましたワイヤーメッシュフェンス、これが傾いてしまったということでもあります。傾いた状態だが危険性は高くないということですが、こちらにつきましても、できる限り早く修繕するというので、検討を進めているところでもあります。

5番目が坂本体育館の外壁及び軒下天井が破損しているということでもあります。こちらにつきましても、緊急性が高いとは言えませんが、このままにしておくわけにもいかないということで、修繕に向けて現在調整を行っているところでもあります。

台風24号によります主な被害状況については、以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

梅澤委員、何かありますか。

○（梅澤委員） では、教育総務課1番、菅原小学校沿いのフェンスですが、高さは何メートルぐらいのフェンスになるのかを教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（亀井教育総務課長） 6メートルでございます。

○（梅澤委員） では、現状と同じ高さということですね。ありがとうございます。

○（佐藤教育長） いいでしょうか。

○（梅澤委員） 従来のものが、多分、最初に立っていたものに継ぎ足しをしているんですね。それによる重さとか、あの辺の強度不足があったのかなと推察されるので、同じ高さでコンクリート柱ならば安心かなと思われそうです。よろしくをお願いいたします。

○（佐藤教育長） 他にいかがですか。

今回、24号の被害が多かったものですから、学校関係の施設については、そこに1、2、3番あるように、速やかに対応ができそうですから、良かったかなと思っています。

よろしいでしょうか。

（「もう一点」との声あり）

○（佐藤教育長） はい。

○（梅澤委員） 先ほど訪問させていただいた高峰小学校でも、サルスベリの木が倒れているのを見ました。高峰小学校では順番待ちだという話があったんですが、その辺の撤去の予定というのはあるのでしょうか。

- （佐藤教育長） 教育総務課長。
- （亀井教育総務課長） 近々にやる予定です。
- （梅澤委員） それは、特にお金がかからないということで、ここに入っていないということですね。よろしく願いいたします。
- （佐藤教育長） 中津第二小学校の桜の木は本当に大きな大木でしたけれども、道路課との連携の中で本当に速やかに撤去していただきました。教育委員会もかなり小枝は自力で切って、太い幹のみにしておいたものですから、それを撤去できたということで良かったと思いますけれども、確かに細かい枝が折れているものは、それなりにあることはありますね。学校でできなければ教育委員会が対応すると、順番待ちというのはそういうことですね。
- （梅澤委員） 恐らく教育委員会からの許可があってから処理しなければといったニュアンスの言葉が先ほど聞かれましたので。
- （佐藤教育長） 教育総務課長、その辺はどうですか。
- （亀井教育総務課長） 許可、どういう意味でおっしゃったのか、分かりませんが、今まさに教育長がおっしゃったように、我々も9校現場持っておりまして、どうしても優先順位をつけざるを得ない状況です。学校側には、学校でできるところは学校で対応していただきたいというお話はしております。教育委員会が許可を出さなければ勝手にやってはいけないよというお話は、少なくとも私はした覚えはないのですが、何か行き違いがあるのかもしれませんが。
- （大貫委員） 鎌で切って体育館の裏にでも積んでおくと言っていたよ。
- （梅澤委員） そうですか。やるとおっしゃってましたか。
- （大貫委員） うん。
- （梅澤委員） そうですか。では、私の聞き間違いかも知れません。失礼しました。
- （大貫委員） ただ、外部に頼むと、切るのは切っても持っていき、処分するところがないので、しょうがない。丸太にして転がして置くより、うちの山へ持ってきてもいいよと言ったけれども、運搬するのが大変だと。

私は、全くこれとは関係なくて、地元川北で、もう教育委員会の管轄外だからね。だけれども、実は滝不動、通称滝神社と言っているんですけれども、立派なお社があったんですが、それがやっぱり大木倒壊でぐしゃとなったの。もし、その建物を直すといったって、50万円や100万円では直らないですよ。昔から地元の、川北で昔からの組合の古くの人達が直接は管理しているんですけども、やはり保険に入っているわけではないし、だからといって、

町に言ったからといって、もう重要文化財でも何でもないから、補償対象にはならないのは分かっているけれども、現実にはそういうようにして困っている人が、それは一種の、団体とは言わないけれども、個人的にそういうお社を持っていたりする人が、例えばうちの隣なんかも、お社の戸が吹っ飛んじゃったとか、それを調査したからとといったって意味はないけれども、そういう被害、結構あると思います。

だから、例えば今回、もしこれで金がないからと、もう建物復活できないといたら、いわゆる滝神社の年に一遍やっていたような行事もそれで断絶してしまうよね。伝統文化がそこでおしまいになってしまうよね。これ、やっぱり何とかしなきゃいけないなというようなのは、頑張っていますけれどもね。地元へ寄附が来るかどうか、そこまで検討していないみたいだけれども、そういうのが現状ではあります。こうやって上がってこない部分で。

- （佐藤教育長） 今、大貫委員さん言われたように、学校の古い桜の木等も、中津第二小学校も残っておりますので、そういう枯れ具合というんでしょうか、強風に耐えられるかどうかというところも調査していかなくちゃいけないかなという話も、実は挙がっておりますので、大木については特に注意をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

他にございますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） それでは、特にないようでございますので、台風24号による教育委員会所管施設の被害状況については、ご了承願います。

次に、「第64回愛川町一周駅伝競走大会兼町民みなスポーツの町宣言制定30周年記念事業」についての説明をお願いいたします。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 町のスポーツイベント、一大事業でございます「第64回愛川町一周駅伝競走大会」、こちらにつきまして、資料4に基づき説明させていただきます。

期日が平成31年1月31日、日曜日、そして開会式9時、発走は9時45分と、昨年と同様のタイムスケジュールにて行います。教育委員の皆様におかれましては、駅伝のスターターや、またスポーツ少年団のミニ駅伝等のスターター等、役職を今後調整の上でご連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、ご案内ありましたとおり、町民みなスポーツの町宣言を平成元年4月8日に制定いたしましたして30周年を迎えるということで、今年度、この駅伝事業に紐付けまして、町民みなスポーツの町制定30周年記念事業ということで、当日実施をいたします。

内容につきましては、ゲストランナーをお呼びしまして、駅伝競走に出走いただくとともに、駅伝開催中におきましては、三増競技場のフィールド内におきましてミニレクリエーションを開催しながら、訪れる少年少女達、そして、その他一般の方々に1日を楽しく過ごしてもらおうというような企画を、現在計画しているところでございます。

駅伝のスタート後、レクリエーションを開始いたしまして、ゲストランナーが競技場に到着後、少年少女を中心としたゲストとの触れ合いの場を提供することで、皆様に有意義な時間を過ごしていただこうと、このような趣旨のもと、計画を進めているところでございます。

また計画が明確になるとともに、この事業に関しますチラシ等完成した際には、皆様にお配りして、ご来場いただきますようにご案内を重ねて申し上げさせていただくというところでございます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 30周年記念事業ですね、ゲストを招いてということで、素晴らしい取り組みだなと思います。また、別に女子チームの駅伝の参加を計画しているというお話があったら、それについて、どのように進んでいるか教えてください。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 昨年この時期に、梅澤委員さんから女子チームの参加規定並びに表彰についてのご提案をいただいた経緯がございます。

この30周年記念事業に合わせて、2部の出場枠で幾つかの女子チームに当たっているところでございますが、現在のところ、愛川高校のバレーボールクラブが参加しようというようなお話をいただいておりますので、ここで女子の参加を皆様にご覧いただき、また参加者の意向を伺いながら、正式な、また参加枠に設けるかどうかということ、試行的に今回実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○（梅澤委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

ゲストのエリック・ワイナイナさんは決定でいいんですね。

○（松川スポーツ・文化振興課長） はい、エリック・ワイナイナさん、お見えになります。

- （大貫委員） このエリック・ワイナイナさんは、一緒に走って、1人で走るとのこと。
- （佐藤教育長） そういうのを工夫しているんですね。
- （松川スポーツ・文化振興課長） はい。
- （佐藤教育長） じゃ、スポーツ・文化振興課長。
- （松川スポーツ・文化振興課長） これまでのプロセス、10年前を含めてお話しいたしますと、10年前の20周年のときには、当時、日本記録を持っておりましたマラソンランナー、藤田敦史君をお招きして、藤田君が走る前に2名ほど本町出身の女性ランナー、萩原さん、それと厚木市役所の箱根駅伝経験者、そういったたすきのつなぎを楽しんでいただきながら、最後、トラックの中でイベントを展開した経緯がございます。

今回、エリック・ワイナイナさんの事務所と相談をしているところ、どうもワイナイナさんは全区間走れちゃいますよというようなお話をいただいておりますが、やはりもう40歳を超えている年齢でもございますので、10年前のように先頭のグループとトップ争いをするような走りは期待できないけれども、走力のないチームから走力のあるチームまで、平均して皆様と走りながら交流できることが期待されるんじゃないかというような事務所の考え方もございますので、今後、どのような区間を走るか、その辺も含めて、またワイナイナさんの走りをどのような形で町民の方に恩恵を与えることができるか、その辺を協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- （佐藤教育長） 大貫委員、よろしいですか。
- （大貫委員） はい。
- （佐藤教育長） 最終的にどうなるかわからないけれども、1人で全部走れることも可能性としてはあると。
- （松川スポーツ・文化振興課長） はい。
- （佐藤教育長） たすきを繋ぐこともあると。
- （松川スポーツ・文化振興課長） ございます。
- （佐藤教育長） ということですね。
- （大貫委員） 1人で走ったほうが速いんじゃないの。
- （佐藤教育長） 他によろしいですか。
榮利委員さん、よろしいですか。
- （榮利委員） はい。

○（佐藤教育長） それでは、今の件については検討中ということで、ご理解いただきたいと
思います。

特に質疑がありませんので、それでは、「第64回愛川町一周駅伝競走大会兼町民みなスポーツの町宣言制定30周年記念事業」については、ご了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしましたけれども、各委員さんからご意見、感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○（亀井教育総務課長） ございません。

○（佐藤教育長） それでは、以上で10月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、10月の定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会でございますけれども、11月12日月曜日、9時から、この201会議室で開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、3時15分から全員協議会を始めたいと思います。

暫時休憩いたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成30年12月10日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

榮利 隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

大貫 洋

調整職員

馬場 貴宏